

奥越漁業協同組合  
内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、奥越漁業協同組合（以下保護者「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（いわな・やまめ・こい・ふな・あゆ・あじめどじょう）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項による申請があったときは、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄に掲げる漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法はそれぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	規 模
あゆ	竿釣	
いわな やまめ・こい・ふな あじめどじょう	たも網	網の口径 1m 以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
やまめ・いわな	3月1日～9月30日まで
こい・ふな	1月1日～12月31日まで
あゆ	公表した解禁日～11月30日まで
あじめどじょう	公表した解禁日～9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示するほか、ウェブサイトにて公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな やまめ あゆ	15cm
こい・ふな	20cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、次項但し書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
いわな やまめ こい・ふな あじめどじょう	竿釣 竿釣 たも網	1日	1,000円(70歳以上の高齢者又は身体障害者にあつては700円)
		1年	4,500円(70歳以上の高齢者又は身体障害者にあつては3,500円)
あゆ	竿釣 たも網	1日	1,500円
		1年	4,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムに

において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 奥越漁業協同組合(大野市川合 2 1 - 3 4)
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店

1. 清水釣具店(郡上市八幡町稲成 5 5 0 - 7)
2. もりした釣具店(郡上市八幡町稲成 1 1 3 5)
3. めだか釣具店(郡上市白鳥町バイパス沿い)
4. ホテルフレアール和泉(大野市下山 6 3 - 2 - 2 4)
5. 国民宿舎パークホテル九頭竜(大野市角野 1 4 - 3)
6. 福井和泉リゾート(福井市朝日前坂 6 - 2 2)
7. ドライブイン九頭竜(大野市下半原 6 1)
8. 三島舟志(岐阜市太郎丸知の道 2 5 7)
9. 須甲一治(大野市朝日 2 6 - 4 5 - 1)
- 1 0. フィッシングポイント(福井市八ツ島町 3 1 - 6 0 1)
- 1 1. (株) 上州屋新福井店(福井市開発 4 - 3 1 1)
- 1 2. 道の駅九頭竜 (大野市朝日)
- 1 3. スポーツ・ワールド 藤原秀揮 (大野市角野)
- 1 4. ファイッシャーズ福井店 (福井市高柳 2 丁目 623)
- 1 5. 越前フィッシングセンター (福井市三郎丸 3-1105)
- 1 6. **Fishing shop** フナヤ(福井市二ノ宮 2-27-9)
- 1 7. 道の駅「越前おおの荒島の郷」(大野市蔵生 137-21-1)
- 1 8. 辻 克美 (大野市上大納 2 0 - 1 8)
- 1 9. 平田釣り具 (郡上市白鳥町為真 5 0 - 1)
- 2 0. 廣澤 誠 (大野市吉 3 - 1 9 - 1)
- 2 1. 大野市観光協会 (大野市元町 1 0 - 2 3)

(遊漁承認証に関する事項)

第 7 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けたものの氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
  - (7) 注意事項
  - (8) 組合が行っている増殖事業及び漁場管理
  - (9) その他参考となるべき事項
  - (10) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
  - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名、住所、年令
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は行政庁の認可のあった日より施行する。

遊漁承認証および漁業監視員証 サンプル

表

No.	
<b>遊漁承認証</b>	
下記のとおり遊漁を承認します	
住所	
氏名	年令
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行日	
発行者	奥越漁業協同組合 取扱者 ㊞

裏

注意事項
1. 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
2. 本証のご使用は記名御本人に限ります。
3. 漁場監視員巡視の際は、本証を提示してください。
4. 遊漁証を所持しないで遊漁した時は、遊漁料金の他に1,000円が加算されます。
5. 違反を確認した場合は、遊漁をお断りすることがあります。
6. 本証の再発行はいたしません。
7. 全長15cm以下のやまめ、いわな、あゆ、20cm以下のふな、こいは放流してください。
当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
・当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流、産卵床の造成です。
・遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
緊急連絡先 78-2155 奥越漁協

表

No.	
<b>漁場監視員証</b>	
下記のもの、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
	写真
氏名	年令
住所	
有効期間	
発行者	奥越漁業協同組合 ㊞

裏

注意事項
漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
被取締者から請求があったときは、本証を提示すること。
取締りにあたっては、言語態度を温和にすること。
取締りは公平にして厳重にすること。
漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して暴行もしくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
緊急時連絡先 78-2155 奥越漁協